

議長（高木将君） 次，11番茅根猛君の発言を許します。

11番茅根猛君。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） 11番の茅根猛でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

年末、各自治体の予算案が続々と発表されてございます。一昔前は目玉事業、いわゆる何がしかの箱物建設があって、新予算が執行されれば、行政サービス、あるいは生活環境の向上が図られたというようなとらえ方の時代がございました。最近は各自治体とも借金財政のツケ、地方交付税の削減等々、歳入不足などにより、厳しいやりくり予算を余儀なくされている状況であります。

当市においても、同様の傾向にあり、ご案内のとおり20年度当初予算案では、一般会計の総額が対前年比1.2%減の約231億円で、合併後の実質ベースでは4年連続減額の緊縮型予算となっております。そのような中であっても、給与をはじめとする経費削減に努め、子育て支援、地域の元気づくり、地産地消の推進、環境対策に力を入れるなどの、いわゆる新予算案づくりに当たっては大変ご苦労をされたのではないかと、私自身は一定の理解をしているところであります。

さて、本日はそれらを踏まえ、我々が住む地域環境を次の世代によりよい形で引き継ぎたいと、こういう願いを込めての質問を中心に、5点ほどさせていただきます。

まず、第1点であります。地球温暖化対策についてであります。この関連については、先ほど同僚の関議員への環境行政のかかわりの中で、るる答弁がございました。重複する答弁については省略をしていただいて結構ですと、こういうことを付言をしまして質問をさせていただきます。

地球温暖化対策は、今日、自治体政策の中でも、直面する重要な政策課題の1つであります。京都議定書では日本の温室効果ガス排出量削減に関する数値目標は、1990年レベルから6%削減との第1次約束期間が本年度からとなっており、その達成に向けた法律や計画を整備してきているにもかかわらず、2006年度の温室効果ガス排出量は、むしろ6.4%増加している状況にあると言われております。

それを踏まえて、当市においても平成14年から5カ年計画の「常陸太田市地球温暖化防止活動計画」に基づき、省エネルギー、省資源、グリーン購入の推進等々、応分の対策は講じてきているものの、この取り組みの極めて重要な要素である市・家庭・企業等を含めた市全体の計画と反映、そしてまた一人一人が認識し、日常の取り組みに根ざしたものとするなどの点から、不十分と言わざるを得ないところもあると存じます。

冒頭申し上げましたように、本年から京都議定書の約束期間が始まるため、国は地球温暖化対策推進法を改正し、市町村が特性を生かした削減を進めるための地域推進計画の策定を義務化し、実質的な削減目標を設定し、達成に向けた進捗状況を評価するよう求めることとなっております。

したがって、従来から実施している市の省エネルギー、省資源、グリーン購入の推進、またマイバッグ、エコショップ、資源ごみ回収事業等については、施策の推進充実を図ることは当然で

ありますが、今後は市・家庭・企業等が一体となって取り組む体制の確立に向けた取り組みが重要であると考えます。それらの前提に立って、次の諸点について伺います。

1つが、常陸太田市地球温暖化防止活動計画に基づく今日までの省エネルギー、省資源、グリーン購入、及びマイバッグ、エコショップ、コンポスト等の目標及び実績・効果についてであります。

2つ目が、市と家庭、企業が目標設定、進捗管理に取り組むためには、現行の常陸太田市環境保全に関する条例を見直すべきであると考えます。

3つ目、家庭・企業を含めた市全体の計画書作成と、市独自の基準年度、基準目標の設定についてお伺いをいたします。

4つとして、今後の施策展開に当たって、エコライフデイ、環境家計簿、資源ごみ回収事業システムの見直し、マイはし、ハイブリッド車の配備、廃油回収等についての考え方についてご説明を願いたいと思います。

5つとして、本件については、一人一人が定数・定量的な認識を持ち、日常生活に根ざしたものとすることが前提であります。今日時点、学校教育では自然や環境について学ぶ機会があるが、市民等に対するその種の対策が乏しいと考えます。今後、地区別等の中で、一般市民への地球温暖化防止に関する説明、教育をしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。重複する部分については、重ねて申し上げますが、省略していただいて結構でございます。

大きい2つ目、健康づくり対策等についてであります。市民は豊かな自然に包まれた中で、安心して明るく健康に暮らしたいと希望するとともに、住んでよかったと感じられるまちを目指したいと考えております。市長も19年度施政方針の中で、市民のだれもが住んでよかったと思えるまちを目指し、健康で楽しい生活を営んでいくため、保健センターを健康づくり推進課と位置づけ、健康づくりにかかわる市民サービスの向上を目指すとし、人間ドック等の各種検診の充実をはじめ、健康教育、健康相談、高齢者対策事業、体力増進事業等を実施し、市民の健康の保持・増進に努めていることは承知をしております。

しかしながら、現実的には、高齢化の進展や医療技術の高度化等、医療の質・量の増加などに伴い、年々、医療費が増加する傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと想定されます。したがって、今後は病気疾患の減少と医療費の減少を念頭に置き、徹底した一次予防、二次予防の対策、すなわち病気になるしない施策、病気になっても軽くて済むという施策の充実が急務であります。それらを踏まえ、次の諸点について伺います。

1つは、保健センターを健康づくり推進課と位置づけたゆえに、課題が解消されたもの、及び市民の健康づくりのための関連各課との連絡調整・指導についてであります。

2つ目が、各種検診後の具体的フォローアップ、いわゆる事後指導の強化策体制・状況についてであります。

3つ目が、特定検診、いわゆる40歳から75歳の対象者、本年4月から始まるわけですが、これも、これの受診充実策についてであります。また、特定検診、特定保健指導に関し、レセプトや健診事業等からの疾病分析はどのように反映されているのか、お尋ねをいたします。1つ目が、

シルバーリハビリ体操等の充実についてであります。1. シルバーリハビリ体操等の実施状況について。2. いきいきヘルス体操の自主グループによる活動状況について。その自主グループの活動に伴う会場使用料、資料代、交通費についてであります。3. ジェネリック薬品についてでございます。医療機関への対応状況と具体的運用状況についてお尋ねをいたします。そして、希望カードの活用状況と医療費への効果についてご説明をいただきたいと思っております。

大きい3番目、防災対策についてであります。地球温暖化、あるいは農林業政策のおくれ等々による気象異常や開発等の影響により、全国各地で想定外の自然災害が多く発生しております。そのため、国では平成17年度には水防法及び土砂災害防止法を改正し、これまでの堤防などの施設整備に加え、洪水及び土砂災害ハザードマップを作成し、災害情報の伝達体制や避難誘導体制の充実を図ることが定められたところであります。

本市においても、近々、洪水・土砂災害ハザードマップの市民配布が行われる計画であることから、これらに関し、次の諸点についてお伺いをいたします。

1. 自主防災組織の組織状況と今後の展望についてであります。なお、昨日、組織状況については同僚議員への答弁がございました。承知をいたしておりますので、答弁は結構でございます。

2. 本市のその組織率は、世帯数比率による率20.9%程度でありまして、20年度に5町会組織結成という予定がございしますが、防災対策の根幹である避難誘導を前提とした場合、極めて悠長な対応であると考えますが、いかがでしょうか。

3. 今回のハザードマップに県管理河川の浅川等々が対象外となっておりますが、いかがか、お聞かせをいただきたいと思っております。また、対象外となっている河川等について、本市としてどのように今後、対応していくのか、明らかに願いたいと思っております。

次に、ハザードマップの市民への認知度、定着を踏まえた具体的周知・説明についてお伺いをいたします。

本市は山間部が多い状況から、土砂災害等の避難確保策、及び復旧工事等の考え方についても、あわせてご説明を願いたいと思っております。また、水府地区の土砂災害ハザードマップ作成がおくれである理由についてお伺いをいたします。

6つ目、災害弱者の安全を確保するため、要援護者名簿作成の進捗状況と具体的活用に向けた対応についてお伺いをいたします。

なお、先般、援護者名簿の進捗状況については、同僚議員に答弁がありましたので、その点については承知をいたしておりますので、省略をしていただいて結構でございます。

大きい4つ目が、森林政策についてであります。本年4月から、県税として森林湖沼環境税が導入され、個人年額1,000円等の徴収となり、県の税収見込みが16億円、5年間で80億円と言われております。その使い道は森林の保全・整備、霞ヶ浦等湖沼・河川の水質保全に利・活用されることとなると聞いております。特に本市関連で言えば、主に森林の間伐促進や県産材の利用促進で森林整備を推進するものであると理解をしております。私は荒廃森林の増加と地球温暖化防止、すなわち大気保全など、公益的機能の面からも、新たな県民負担にふさわしい、目に見える形での効果を期待するものであります。

昨日、同僚議員の本件に関する予算獲得に向けての県への提案、そして行政のほうから補正予算で対応、法律的な間伐事業に向けて取り組むとの議論がありました。私は若干、別の角度からお話をさせていただきたいと思っております。当市は特に約2万4,000ヘクタールの森林を有し、林野率約65%となっている現状の中で、間伐実施緊急度判定調査によりますと、3年以内に間伐を行う必要があるが、約1,800ヘクタール、4年から6年以内が約1,200ヘクタールあるものの、過去3年間の平均間伐実施面積は176ヘクタールであります。また、間伐モデル事業は今年度10ヘクタールが実施されるにとどまっております。

一方で、林道・作業道の未整備、林業労働力の減少と高齢化、共販所の再編整備の問題、地域材活用を促進するための搬送施設の整備等々、問題が山積している状況にあります。私は本税導入を機会に、森林保全対策とあわせて、地球温暖化防止対策の面からも、行政として森林組合、森林所有者、地域木材事業者等々の連携を強化し、主導的役割を果たしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。それらを前提にして、次の諸点についてお伺いいたします。

1. 20年4月、本税導入に伴う常陸太田市としての方針策定、使途についてであります。

2. 森林整備の推進等々の具体的充実策についてであります。

3. 地域主体で進める森林づくりの推進についてお伺いいたします。

4. 森林環境教育の推進についてであります。

5. 今日までの森林施策の課題、問題点と今後の改善点についてお伺いをいたします。

6. 乾燥材の事業拡大に伴うバックヤード、いわゆる乾燥施設設置の考え方についてお伺いをしたいと存じます。

最後に、5つ目が常陸那珂港山方線、(仮称)木島橋のアクセス道路改良についてご質問をいたします。本件については、昨年9月の定例議会において提起をさせていただきました。その際、ルート確定後、速やかに地元との協議に入れるよう、県に対し働きかけをしていくとの見解をいただき、先般、地元説明会が開催されたと承知しております。

本道路、とりわけ尾島町地内の道路は、木島橋の供用開始に伴い、金砂郷地区はもとより、水府、常陸太田地区の通勤者をはじめ、想像以上の大中小の車輛の出入りが想定されます。現在そのまま供用開始となれば、現在の道路現況から、円滑な交通確保が担保されず、地域住民の日常の往来、あるいは農作業等安全確保の立場からも懸念される状況であると思います。したがって、県との対応を含め、木島橋供用開始にあわせ、ミニバイパス等の工事に着手できるよう、応分の対策を講ずるべきと考えますが、いかがでしょうか。これらに関連し、次の諸点についてお伺いをいたします。

過日の地元説明会についての概要をご説明願いたいと思います。

使用開始にあわせた工事着手に向けた今日までの市の対応状況と今後の展望についてお伺いをいたします。

3つ目が、円滑な交通確保と地元住民の安全確保上からの信号機設置についての考え方をご説明願いたいと思います。

以上5点、1回目の質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（高木将君） 午後1時まで休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後1時00分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 地球温暖化対策についての中で、最初に、当市の地球温暖化防止活動計画に基づく省エネ、省資源、グリーン購入及びマイバッグ、エコショップ、コンポスト等の目標及び実績効果についてお答えいたします。

この防止活動計画は、平成14年度から5カ年間の計画でありまして、平成12年度を基準年とした市内の温室効果ガス排出量3,686トンから、3%削減を目標としたものであります。内容として、電気使用量3%の削減、公用車燃料使用量9%の削減、燃料使用量1%の削減を目標としております。合併前、平成15年度の温室効果ガス排出量は3,663トンで、0.6%削減されており、わずかながら成果はあったものと認識しております。内容を分析しますと、削減された項目はガソリン、軽油、灯油で、日常的な電気使用量は横ばいでありまして、増加した項目は、A重油、液化石油ガスという状況でございました。

平成16年度以降は、合併により、対象施設及び事務事業の増などで削減効果等の分析が不可能となっております。平成20年度に地球温暖化実行計画を策定するものですが、基準年度及び基準値の設定、削減効果の検証ができる、当市独自の集計方法などを考案してまいりたいと思っております。

また、グリーン購入については、環境負荷の少ないものを優先的に購入するため、再生紙使用ガイドラインを作成し、用紙類使用指針で古紙配合率の高いものを購入してまいりました。しかし、マスコミ等でご承知のとおり、製紙会社の再生紙偽装問題で生産ストップや供給停止などで、入手困難が予想されましたことから、1月25日に、調達についての当面の対応を各課に指示したところであります。

マイバッグ運動につきましては、現在、レジ袋有料化に向けて取り組んでいるところでありまして、さらなるマイバッグ持参率向上を目指してまいります。

エコショップにつきましては、現在6店舗が認証されておりますが、さらに普及拡大を目指します。

コンポストにおいては、平成17年度81基、18年度65基、19年度88基となっております。

2点目の、市民、事業者、行政が一体となって取り組むためには、現行の常陸太田市環境保全に関する条例を見直すべきであるとのご質問でございますが、この条例は昭和47年に制定したものであり、環境基本法が求めるものとの整合性が図られていないため、平成20年度に環境基本条例として制定してまいります。

3点目の、市民、事業者を含めた市全体の計画作成と、市独自の基準年度・削減目標の設定についてであります。この計画書は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条で、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの抑制等のための総合的な施策を策定し実施するよう努めるものとする規定されておりますので、平成20年度に地球温暖化防止地域推進計画を策定してまいります。また、市独自の基準年度・削減目標の設定については、都道府県及び政令指定都市は温室効果ガスCO₂の総量を目標として、現況、将来推計をしなければなりません。中小規模の市区町村は将来推計等が必須ではないことから、事業量目標を設定する考えであります。なお、基準年度については、策定を進める中で検討してまいります。

4点目の、今後の施策の展開として、1、エコライフデー、2、環境家計簿、3、資源ごみ回収事業、4、マイはし、5、ハイブリッド車の配備、6、廃油回収等についての考え方についてであります。エコライフデー、環境家計簿については、平成20年度から実施したいと考えております。資源ごみ回収事業については、現行の体制を改善すべく検討を進めるとともに、ごみの分別収集方法の徹底を強化してまいります。ハイブリッド車の配備につきましては、更新時に検討いたします。また、マイはし、廃油回収については、地球温暖化防止地域推進計画並びに実行計画を策定する中で検討してまいりたいと考えております。

5点目の、今後、市民等への対策について、地区別等で地球温暖化防止に関する説明、教育をすべきと考えるがということについてであります。地球温暖化防止をテーマとしたメニューを検討し、積極的に普及啓発を行ってまいりたいと考えておりました。市内には専門的知識を持った人がおりますので、人材活用と町会の協力をいただき、中身の濃い出前講座や地区説明会を展開すべく努力をいたします。

以上でございます。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 健康づくり対策等の6項目のご質問にお答えをいたします。

1点目でございますが、今年度、保健センターを健康づくり推進課と位置づけたところですが、健康づくり推進課に健康企画係を設置いたしました。いききヘルス体操を市内に普及拡大する企画方策や、出前講座のメニュー編成、健康づくり方策の企画などにおきまして、充実がされてきているところでございます。

それから、市民の健康づくりのための関連各課との連携調整、指導についてでございますが、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけていくためには、行政や関係団体などが一体となって、個々人の健康づくりを支えていく環境づくりが重要でございます。また、健康づくりのための取り組みは、保健、福祉、医療、教育、生涯学習、まちづくりなど広範囲にわたっていますので、関係各課との間で課題の共有化や相互の連絡調整を図りながら、総合的、計画的に推進していく必要がございます。

当市では、平成18年12月に市民の健康づくりに係る施策を推進するに当たりまして、関係部課の連携をもって効率のよい施策推進を図ることを目的にしまして、健康づくりプロジェクト

を設置いたしました。各部課等における市民の健康づくりに係る事業の洗い出し、情報交換などを行いながら、健康づくりの方法や当面の課題を明らかにしていくことを目指しております。平成19年度におきましては、シルバーリハビリ体操の普及やジェネリック医薬品の利用促進、さらには健康まつりの充実などに取り組んでまいりました。各種事業の効果・課題等については検証を行いながら、当市の健康づくりの目指す方向性などを体系的に明らかにするとともに、新たな施策の企画立案なども、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の、各種健診後の具体的フォローアップ体制の状況についてでございますが、健診後の指導といたしましては、地区保健センターや地域の集会所において、各種の健康講座や教室、健康相談等を実施し、健診の結果に生活習慣病の予防や疾病予防の必要のある方に対し、案内をするなどのアプローチを行っております。また、健診結果により、直接の訪問指導や、医療機関において改めて精密検査が必要な方や医療が必要な方には、保健師の家庭訪問による指導や相談を積極的に進めております。今後も、市民一人ひとりが健康で生き生きと暮らせるよう、食生活改善や健康教育、健康相談などの、健診事後指導を強化してまいりたいと思っております。

3点目になりますが、特定健診の受診充実策についてでございます。

既に議員ご承知のように、平成20年度には、これまでの老人保健法に基づく基本健診にかわりまして、高齢者医療確保法に基づく特定健診、特定保健指導が開始されることとなります。これは、近年、中高年の男性を中心に肥満者の割合が増加傾向にある中で、肥満者の多くが糖尿病、高脂血症、脂質異常症などの危険因子を複数持ち合わせ、危険因子を重ねるほど心疾患や脳血管の疾患を発症する危険が増大していることから、内臓脂肪肥満に着目した内臓脂肪症候群の概念を導入しまして、運動、栄養、喫煙面での健全な生活習慣の形成に向けて、予防の重要性に対する理解の促進を図るとともに、必要度に応じた効果的な保健指導の徹底を図ろうとするもので、市の国民健康保険などの医療保険者に実施が義務づけられているものでございます。

国が定めた特定健康診査等基本指針の中で、5年後の平成25年におきましては、特定健康診査の実施率が65%、特定保健指導の実施率が45%、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率でございますが、これが10%の目標達成が求められております。議員ご発言のように、健診の受診率を高めることが、まずは重要な課題となっております。

本市としましては、第一義的に、健診対象者となる40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者全員に対しまして個別に通知を行いまして、各地区の集会所や保健センター等の集団健診会場のできる限り多くの方々に受診いただけるよう、働きかけを行ってまいりたいと考えております。また、集団健診会場で健診ができない方々のためには、県の医師会と集合契約によりまして、市内の医療機関におきましても個別に受診ができるよう、調整作業を進めているところでございます。

さらに、集団健診会場において、介護保険法に基づく生活機能評価、後期高齢者の健康診査、それから、二十から39歳までの生活習慣病予防健診、B型・C型肝炎のウイルス検査、前立腺がん、結核・肺がん検診につきましては、同時に受診ができるような健診体制をすることにより、受診者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

4点目になりますが、特定健診、特定保健指導に関連しまして、レセプトや健診事業からの疾病分類などはどのようになっているかというご質問でございました。当市の国民健康保険では、合併後の平成17年度から、毎年5月診療分のレセプトデータを国保連合会から受領しまして、医療費分析を行っております。被保険者の医療費の動向、受診状況、受療疾病の状況などを、年齢階層別、疾病別、地域別に分析・整理するとともに、生活習慣病関係疾病の受診状況や医療費の動向などを抽出しまして、それらの分析結果を、健康づくり推進課の保健師や管理栄養士が各地に実施する健康教育、健康相談、保健指導などに活用しているところでございます。

なお、平成20年度から、特定健康診査、特定保健指導を実施するに当たりまして、国が定めた基本指針の考え方に沿って、特定健康診査等実施計画の策定作業を進めてまいりましたが、その計画書の中にも医療費分析の結果を疾病構造と医療費の状況としてまとめております。高血圧性疾患や糖尿病、脂質異常症、脳梗塞、腎不全といった生活習慣病関連疾患やメタボリックシンドロームが、医療費を押し上げる大きな要因となっております。できるだけ若い年代のうちに生活習慣病の発症や重症化を予防すべく、保健予防意識の醸成や早期の健診受診、さらには予防対策の保健指導の徹底を図るなど、本市における中心的な健康の課題であるというふうにいたしておるわけでございます。

また、本計画書では、これまで実施してまいりました基本健診における検査項目ごとの有所見者数の推移や年齢階層別の状況など分析結果を掲載しまして、肥満や過食、運動不足、それから脂肪・糖分のとり過ぎ、たばこといった危険因子に注意して、生活習慣を改善すること、定期的に検査を受けることの必要性を明らかにしております。

いずれにしましても、医療費の分析結果、健診結果データにつきましては、引き続き経年的にとらえてデータの蓄積を行いまして、特定健診、特定保健指導に限らず、健康増進法に基づく健康教育や健康相談、保健指導などにおきまして、幅広く活用していく必要があると考えております。

それから、5点目の、シルバーリハビリ体操などの充実についてでございます。

平成19年度のいきいきヘルス体操教室関係の実績でございますが、健康づくり推進、健康教室としまして、平成20年1月までの実績としましては、142回の開催をいたしております。延べの参加者数が2,544人でございます。また、社会福祉協議会の事業としまして、32回の開催をしまして、延べ参加者数が1,004人の参加をいただいております。また、身近な地域におけますシルバーリハビリ体操を普及するため、今年度は茨城県立健康プラザの協力を得ながら、52名のシルバーリハビリ体操士 3級でございますが の養成を行っております。来年度につきましても、積極的な指導士の養成を図ってまいりたいと考えております。

いきいきヘルス体操の自主グループによる活動状況についてのお尋ねがございました。現在、16グループが活動いただいております。

それから、自主グループの活動に伴う会場使用料、資料代とか交通費等についての助成についてのご質問がございました。資料につきましては、県立健康プラザが発行しますパンフレットを市で購入しまして、自主グループの参加者に活用いただいております。会場の使

用料につきましては、地区保健センターなどは無料で利用いただいておりますが、地域の集会施設等の使用料を徴収している施設における使用料や指導者の交通費等の助成は行っておりません。これら会場使用料は、参加者の皆様でお考えいただくことと考えているところでございます。

6点目でございます。ジェネリック医薬品についてですが、医療機関への対応状況と具体的な運用状況についてのご質問です。

昨年5月に市の医師会、薬剤師会、歯科医師会のご理解とご協力を得て、ジェネリック医薬品希望カードを作成しまして、国民健康保険加入者の全世帯に配布をいたしました。もとより先例のない取り組みでございましたので、当初は、医療機関窓口での混乱や被保険者からの問い合わせなどの発生を心配しておりましたが、大きな混乱もなく、その後は例月の医療費請求における調整レセプトの内容から、ジェネリック医薬品の処方状況の実態把握に努めてまいりました。その間、市の医師会においては、市の医師の先生方を対象にしましてアンケート調査を実施し、各医療機関における処方の実態と、処方上における諸課題等の把握に努められました。また、市におきましても、市内の薬剤師の先生方を対象に同様なアンケートの調査を実施させていただきまして、双方の調査結果を踏まえまして、昨年12月に市の医師会の先生方と行政とで、ジェネリック医薬品の利用促進に係る意見交換を行いました。

その中で、医療機関や調剤薬局における窓口対応の実態や、処方に至るまでのさまざまな課題等が明らかになったところでございます。とりわけ行政側の課題としましては、周知PRが不十分であったこと、すなわちジェネリック医薬品希望カードの利用者が一部の被保険者に限られており、まだまだ多くの方がカードの利用方法について十分理解されていないことや、医師側への提示を遠慮している状況も多く見られていることが明らかになったわけでございます。

早速、被保険者や市民の皆様にはじかに、ジェネリック医薬品や希望カードにつきまして説明をしていく機会を多く持つ必要があるとしまして、昨年12月中旬から、各地区における公民館事業や町会の会合、または敬老会事業、さらには保健センターにおける各種ヘルスアップ事業などにおきまして、5分でも10分でも時間をいただきまして、ジェネリック医薬品の利用につきまして説明をさせていただくということで取り組んでいるところでございます。4月からは、処方せんの用紙が見直されまして、ジェネリック医薬品の利用環境がさらに進むことになっておりまして、引き続き、市医師会のご協力をいただきながら、まちづくり出前講座のメニューに加えなど、被保険者や市民の皆様方に直接ご説明する機会を多く持ちながら、積極的に周知啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

また、希望カードの利用状況等、医療費への効果についてでございますが、ただいま申し上げましたように、ジェネリック医薬品希望カードの配布以来、例月の医療費請求における調整レセプトの内容からジェネリック医薬品の利用状況の把握に努めているところでございますが、平成19年11月検診分までの半年間に、ジェネリック医薬品を利用しているレセプト件数が2.3%ほどふえておりまして、調剤件数の47.4%にジェネリック医薬品の処方が認められるような状況になってきております。もとより、当市内の医療機関の調剤医薬品におけるジェネリック医薬品の処方が、市外の状況よりも進んでいた経緯がうかがわれております。ジェネリック医薬品が

処方されているレセプトを、市内、市外の調剤薬局に分けて見ますと、市内が52.5%、市外が39.1%ということで、市内の調剤薬局における処方が大幅に進んでいる状況が明らかになりました。

一方、この間の医療費におけます調剤費の状況は、レセプト1件当たり費用額で見ますと、1万1,000円程度で推移しておりまして、ジェネリック医薬品の利用が広まったことによる低減効果が見られるところまでは至っていない現状でございます。ジェネリック医薬品の処方自体は段階的に広がっている傾向にあるものの、市医師会との意見交換で明らかになりましたように、まだまだ希望カードの利用が限られた被保険者にとどまっている状況にあることから、前段のご質問で申し上げましたように、今後、積極的な周知啓発活動に取り組むことによって、ジェネリック医薬品の処方がさらに広がり、調剤費における低減効果が期待できるのではないかと、この辺に対して努力をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 防災対策についての中で、総務部関連についてお答えを申し上げます。

まず、自主防災組織の今後の展望についてでございます。

今後の自主防災組織の結成につきましては、市内全域での結成を推進するため、町会長さんへの説明をいたしまして、組織化への理解を深めていただくとともに、早期の結成に向け、町会に対する意向確認調査や、必要な予算の確保の検討などに努めてまいります。

次に、ハザードマップの市民への周知・説明につきましては、その作成において、各地区におけるワークショップを開催し、市民の方々のご意見を伺い、作成に反映するとともに、今月下旬には各地区ごとの住民説明会の開催や、おしらせ版、市ホームページへの掲載を行い、マップの見方や活用方法、日ごろからの準備と心構え等について周知・説明を行ってまいります。また、各種団体の会議などにおける出前講座や自主防災訓練におけるハザードマップの活用などを促してまいります。

次に、要援護者名簿の活用についてでございます。

現在、名簿登録希望者の受付、取りまとめをしているところでございますけれども、登録者は19名と少ないため、今後も随時登録申請を受け付け、定期的な広報紙やホームページなどにより、登録申請の周知を行ってまいります。また、障害者分の手上げ方式では把握が不十分であるため、今後も、継続的な広報紙等による登録申し込みの周知を行うとともに、総務、福祉窓口の案内や関係団体を通しての呼びかけを行うことや、民生委員が障害者宅を訪問する際に、災害時要援護者名簿への登録を促していただけるよう依頼することも予定しております。そして、これらの名簿は、今後、町会長さんや民生委員さんに提供いたしまして、情報の共有化を図ってまいります。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 防災対策についてお答え申し上げます。

まず、今回の洪水ハザードマップにおいて、県管理の浅川が対象外となっていることについてでございます。

水防法は、洪水予報河川及び水位情報周知河川を指定の上、浸水想定区域を指定することと規定しており、現在のところ、久慈川、里川及び山田川と、国管理河川のみが対象となっております。ご指摘の浅川及び里川上流部につきましては、現在、県におきまして、水位情報周知河川の指定に向けた調査を実施しておりますことから、指定次第、順次浸水想定を行うこととしてございます。

次に、土砂災害時の避難確保策及び復旧工事等の考え方についてでございます。

土砂災害については発生予測が難しいため、特に避難に時間を要する高齢者や身障者の皆様への配慮が必要となりますことから、早期に避難準備情報を発令し、自主避難を促すこととしてございます。さらに、土砂災害危険箇所に含まれ孤立する地区や高齢者の多い地区における避難につきましては、引き続き自主防災組織と連携を図りながら、地域が主体となった避難体制の確立に努めるよう要請してまいりたいと存じます。また、災害などの復旧工事については、協定を締結しご協力をいただいております常陸太田市防災連絡協議会とも連携し、これまで以上に迅速に対応してまいりたいと存じます。

なお、土砂災害ハザードマップの作成につきましては、対象となる地区数が多いことから順次整備することとしており、金砂郷地区に引き続き、平成20年度に水府地区も対象として作成することとし、一層の防災対策の推進に努めてまいります。

次に、常陸那珂港山方線仮称木島橋のアクセス道路改良についてお答え申し上げます。

まず、地元説明会についてでございます。この道路計画は、木島橋の先線となります小島町T字路交差点から中野町十字交差点までの約600メートル区間を、ショートバイパスにより整備するものでございまして、去る3月4日に地元説明会を開催し、概略ルートにつきまして、地元の皆様方のご了解をいただいたところでございます。

次に、市の対応と今後の展望についてでございます。木島橋につきましては、その供用に伴い、相当数の交通量が見込まれます一方、既存道路がクランクとなっており危険なことから、市におきましても、この路線の整備促進を県に要望するとともに、地元関係者の皆様におかれましても、道路整備が円滑に進みますようご尽力をいただいたところでございます。

今後、県においては、この道路を木島橋橋りょう架設工事の関連工事と位置づけ、平成20年度に道路詳細設計を実施し、その後、用地の取得と工事に努め、早期完成を図ることとしてございます。

最後に、信号機の設置についてでございます。木島橋開通により、この区間の交通量が大幅にふえることが予想されますことから、県では、小島町から木島橋を経由し、那珂インターへのルートとなる区間の交差点につきまして、順次信号機を設置し、安全対策を図ることとしてござい

ます。

以上でございます。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 4点目の、森林政策についてお答えいたします。

当市の森林面積は2万4,000ヘクタールを有し、このうち民有林は1万5,706ヘクタール、蓄積量で言いますと、303万4,000立法メートルを数える状況にあり、人工林は9,297ヘクタールとなっております。現在における、森林・林業を取り巻く状況を見ますと、林業採算性の悪化や森林所有者の高齢化などにより、森林に対する関心の低下や放置化が進み、除間伐等の森林整備が停滞しており、森林の持つ木材等生産機能と水源涵養などの広域的機能の低下が危惧されているところであります。

このような中、県は、平成20年度から森林湖沼環境税を導入し、環境保全を図るために利用することとしており、本市としましては、これを受け、間伐事業の推進を図るため、平成18年度に間伐促進全体計画調査事業を実施し、4,163ヘクタールを調査したところでございます。その結果、議員、申されましたように、A判定、B判定とされました合計約3,000ヘクタールの間伐事業を取り組む必要があると考えております。しかし、現在、県における具体的な実施計画や予算割り当ての通知が届いておらず、本市における当初予算には計上することができない状況にあり、補正予算で対応することとしているところでございます。

ご質問の、本税導入に伴う本市としての方針策定についてであります。間伐事業実施に当たりましては、森林組合を中心に茨城森林サービスなど、施業可能な事業所等を加え、毎年度ごとに実施区域に団地を形成し、効率的に実施してまいりたいと考えております。

次に、森林整備の推進等々の具体的充実策についてでございますが、現在、当市の森林整備において多く活用されている補助事業としましては、国補助事業である里山エリア再生交付金と県単独事業である各種保育造林事業が挙げられ、それぞれの事業実施がされているところでございます。市独自の取り組みとしましては、間伐の推進を図るために、森林環境保全整備事業補助金を、森林組合を通し森林所有者へ交付しているところでございます。平成20年度以降につきましては、さきの森林湖沼環境税を財源としました事業等を活用しながら、荒廃森林を中心に効率的な森林整備が図られるよう、計画的に推進してまいります。

次に、地域主体で進める森林づくり推進についてでございますが、現在、市民との協働により森林整備が行われている事例としまして、水府地区において漁場を育む森づくり事業に取り組み、ボランティア並びに下流域の漁業関係者を交え、上高倉町持方牧野地区の下刈り作業などの森づくりを行っております。また、里美地区においては、地域住民、ボランティア会員等による森づくり隊を組織し、100年の森づくりを目指し、森林の整備を行っているものであります。市としましては、このような森林整備組織の育成・発展に対して支援をしてまいります。また、新たな森林ボランティアの育成につきましても、県や関係団体と連携をし、広報活動や育成活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、森林環境教育の推進についてお答えします。

現在、市で取り組んでいる森林環境教育としては、森林愛護運動事業が挙げられます。この事業は、常陸太田市森林愛護隊、常陸太田市金砂郷緑の少年団、常陸太田市水府緑の少年団、常陸太田市里美中学校緑の少年隊の4団体の活動に対する補助であり、この事業を通して、自然への愛情と理解を育むことにより、心豊かな人間性の育成を目的としております。活動内容としましては、学校緑化、野外学習、森林ボランティア活動への参加、清掃活動等を実施しております。今後につきましても、このような活動を通して、森林環境への理解を啓発してまいりたいと考えております。

続きまして、今日までの森林施策の課題・問題点と今後の改善点についてであります。現在の森林整備を取り巻く課題・問題点としましては、外国産材の輸入増加による木材価格の低迷、森林施業費用の上昇、林業担い手の高齢化等が挙げられます。これらが森林所有者の森林整備意欲の低下につながり、特に小規模森林所有者の森林については荒廃が進んでおり、その結果、自己所有森林の場所のわからない森林所有者がふえ、悪循環に陥っている状況も発生しているところでございます。

現在、市の取り組みとしましては、国・県補助事業の活用や、間伐に対する補助事業、林内作業用間伐作業道開設への補助などの市単独事業に加え、地域材の利用促進を図る観点から、本年度より23年度までの5年間において対象地域を全市に拡大し、地域産材を使用し、住宅または物置を新築・増築した方を対象に、木造住宅等建設助成事業を実施しているところであります。今後につきましては、森林所有者への意識の啓発や補助事業制度の周知、施業コストの削減による森林整備の促進を強力に図っていく必要があると考えております。

次に、乾燥材の需要拡大に伴うバックヤードの考え方についてでございますが、現在、住宅使用材として実需者に求められている木材は、性能の高い乾燥材であります。これからさきの八溝多賀地域の林業活性化を図る上では、実需者の希望に沿った木材の生産を行うことが重要であると考えられます。

そのような中、昨年、八溝多賀流域林業活性化センターの主催により、近隣の森林組合、製材業者、建築業者、県関係団体及び縣市町村の行政による乾燥施設設置についての意見交換会を実施したところでございます。現在は、八溝多賀流域林業活性化センターを中心に、提言書の取りまとめをしているところであります。

今後におけます施策の策定及び事業展開のあり方につきましては、森林組合、茨城森林サービス、常陸太田林業振興会、茨城八溝材開発推進協議会、八溝多賀流域林業活性化センター、奥久慈八溝多賀流域林業いきいき協議会などの各組織及び地域木材事業者や森林所有者との協議の場を最大限に活用し、森林所有者を中心とした活性化対策の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（高木将君） 11番茅根猛君。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） 2回目のご質問をさせていただきます。

ただいまは丁寧なご回答をちょうだいいたしました。私自身一定の理解をさせていただいたところを除いて、端的に何点かお伺いをしたいと思います。

まず最初の地球温暖化対策の関係でございますが、ご案内のとおり洞爺湖サミットを控えまして、地球温暖化防止対策がクローズアップされる中、14年から取り組んできている諸事業の削減効果の検証が不十分だったと言わざるを得ないと思っております。したがって、20年度の実行計画策定においては、基準年度あるいは基準値の設定はもとより、施策の充実と進捗管理を徹底すべきと考えますが、いかがですか。

2つ目が、マイバッグ持参率向上に向けて取り組むということでございますが、それらの具体策についてお伺いをしたいと存じます。

3つ目が、削減目標の設定に当たって、事業量目標を設定するというお話でございますけれども、その事業目標の主なものについてご説明を願いたいと思っております。

それと、資源ごみ回収事業でございますけれども、見直しをするというお話でございます。現行の課題と改善概要について、ご説明を賜りたいと思っております。

2つ目が、健康づくり対策等についてでございます。

今回の特定健診、特定保健指導は、国保など保険者に実施が義務づけられたものであります。まずもって、健診を受診していただくことに重点を置くことが極めて重要であると思っております。これが不十分だと、健康を取り戻していただくことと医療費の削減にもつながっていかないというものであると存じます。したがって、個別通知は当然であろうと思っておりますが、必ず各地区ごとの集団健診とすること、そして、従来から持っている個別データに基づいて、受診が必要と認められる方々への個別対応を必ずすること、この2点についての見解を再度お伺いしたいと思います。

2つ目が、本市における中心的な健康課題は予防対策や保健指導の徹底という見解でありますけれども、現行の各種事業に加えて、特定保健指導実施に伴う各地区の保健師の指導体制は、現行スタッフで十分対応できるのか懸念をしております。そして、保健師たちも悩みを抱えているようであります。その点についてどのような認識に立って対処をするのか、伺いたいと思っております。

3つ目、また、特定保健指導の中で、動機づけ支援、積極的支援の対象者については、6カ月後に実績の評価を行うということになりますが、極めて大事な評価後の再フォローの具体的方策について、お伺いをしたいと思います。

4つ目が、シルバーリハビリ体操については、先ほどご答弁の中にございました、行政主導により集合スタイルで、またイベント的に積極的に行われていること、体操指導士養成にも力を入れていることについては理解をいたしますが、中高齢者の健康保持増進という観点からの、各地区において日常定着した形で取り組んでいる自主グループによるいきいきヘルス体操については、行政がほとんど関知しない状況から、会場使用料、指導士の交通費、一部資料作成費等々、課題があると聞いております。地域に根差したものとするため、行政がかかわりを持つこと、その課題解消に努めることについての見解を伺いたいと思っております。

大きい3つ目、防災対策についてであります。

今回の洪水ハザードマップ対象外の浅川及び里川上流は、県が調査をしているとしておりますが、作成想定時期と、それまでの間の、市としてのその流域住民への対応についてどのようにするのか、お伺いをいたします。

2つ目、万が一の土砂災害等の避難に際しては、自主防災組織と連携し、地域が主体となった避難体制の確立に努めるとの考えでありますけれども、自主防災組織が20年度の5町会を含めて28.2%の結成率であると同時に、障害者の要援護者名簿は現在19名のみとなっている現状から、市内全体としては心もとない避難体制状況にあると言わざるを得ません。災害が生じた場合、第一義的には、その地域の中での連携、避難誘導等の体制が構築されていることが極めて重要であります。

そのことから2つ。1つは、自主防災組織化の前倒し実施をお願いしたい。もう一つは、防災組織体制ができるまでの町会等対応について、要援護者名簿と実際の避難誘導等についてどのような体制、対応にするのか、お聞かせ願いたと思います。

3つ目は、水府地区の土砂災害ハザードマップの作成がおくれた理由について、ご説明を願いたいと思います。

大きい4つ目、森林政策についてでございます。

当市の間伐事業の推進は、18年度の間伐促進全体計画調査事業の調査結果をもとに、森林材を活用し、実施をするということにしておりますけれども、冒頭申し上げましたように、今日までの間伐進捗が不十分であります。年度ごとに効率的に実施していく、その具体的イメージについてご説明を願いたいと思います。

また、森林整備における里山エリア再生交付金と各種保育造林事業の実施内容と効果及び課題について、ご説明を賜りたいと思います。

3つ目、今日までの森林政策は、森林組合、森林所有者等に補助金を出してお任せ的な面があったと考えます。今後は、地球温暖化防止、水源涵養等、広域的機能を踏まえ、市民、森林組合、森林所有者、地域木材業者との合意形成と密接な連携のもと、行政主導による緑の循環システム構築が求められている時期にあると考えますが、ご所見を賜りたいと思います。

4つ目が、従来のグリーン材から、今日は、プレカット材など乾燥材の需要が高まっております。それらの地域材の需要拡大を図るためには、乾燥施設の整備が重要であります。関係者のアンケートでも、80%以上の製材工場では乾燥施設の導入を求めており、現在、八溝多賀流域林業活性化センターを中心にその取りまとめをしている模様であります。当市としても、状況把握の上、積極的支援を行うべきと考えますが、ご所見を賜りたいと思います。

最後に、常陸那珂港山方線木島橋（仮称）のアクセス道路改良についてであります。

小島町のミニバイパス道路の関係については、今後は、まず測量設計、地元説明会、用地取得等々進捗すると考えられますが、20年度末の木島橋供用開始後の道路状況を考えると、1日でも早い工事着工、完成が待たれる状況にあります。円滑な交通確保と地元住民の日常の往来、農作業等の安全のための安全確保の立場からの県への対応等を含め、市長としての見解をお示し願いたいと存じます。

以上，2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 常陸那珂港山方線仮称木島橋の完成間近ということでございまして、ようやく、私が市長になりまして3年、木島橋の完成につきましては県・国に強い要望をしてきたところではありますが、平成20年度完成というめどが立ったところでもあります。今、議員ご指摘のとおり、あの橋が開通いたしますと、その交通量の増加ということは容易に見込めるところでございます。

そういう中で、当市側におきましても、中野町十文字交差点からショートバイパスについては、この橋の建設促進とともに今までも強く訴えてきたところでありまして、おかげさまで、地元の地権者の皆様、関係各位のご理解を賜りましたので、できるだけ早くこれを完成させまして、地域交通の安全、そしてまた、宮の郷工業団地等への企業誘致を有利に進める中で、地域の活性化に努めていきたいと強く考えているところでございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 地球温暖化対策について、2回目のご質問にお答えいたします。

最初に、14年度から取り組んできている諸事業の削減効果の検証が不十分であるとのこと指摘と、20年度の実行計画策定においては、基準年度、基準値の設定と施策の充実、進捗管理を徹底すべきとのこと質問にお答えいたします。

平成16年度以降は分析不可能とお答えいたしました。この温室効果ガス排出量の基礎数値である各項目の使用量推移を見ますと、合併後の平成17年度をピークに減少傾向にあります。これは、指定管理者制度の対象施設が除外されたことが大きな要因となっております。このように、防止活動計画の対象から除外される施設や、これから整備される施設の新規カウントなど、市町村により状況が異なるにもかかわらず、環境省作成の実行計画策定マニュアルでは、あくまでも市町村トータルでの温室効果ガス排出量の削減努力を求めているものであります。この策定マニュアルに従い、基準年度、基準値を設定しましても、現在の集計方法では正確な削減効果の検証ができない実情がございますので、当市独自の集計方法を考案し、平成20年度作成地球温暖化防止実行計画の効果検証を徹底したいと思っております。

2点目は、マイバッグ持参率向上に向けての具体策についてであります。閣下議員にお答えしましたとおり、個性あるバッグづくりコンテストなど、市民一人ひとりの意識高揚が図れる施策の展開を考えております。

3点目は、削減目標の設定に当たって事業量目標を設定するとしているが、その事業目標の主なものについてであります。事業量目標とは個別の事業ごとに施策の実施量を設定するものでありまして、メリットは、施策との関連性が強調でき、PDCAサイクルが形成しやすいことにあります。現在、考えられます事業量目標の設定例でございますが、1、環境家計簿を普及させ、全世帯の何%の実施を実現する、2、自家用車通勤者が公共交通機関等を利用するノーマイカー

デーを設定し、参加者は何人、何%以上とする、3、新エネルギー導入として、太陽光発電、ソーラーパネルの普及を新築住宅のうち何%以上とするなどでございますが、今後、実行計画の中で検討して、決定していきたいと考えています。

4点目の、資源ごみ回収事業についての現行の課題と改善概要についてであります。現在の資源ごみ回収には、生活環境課が担当する、年3回以上実施を条件に、町会及び子ども会等が回収し、回収業者が再利用業者へ運搬する補助事業と、清掃センターが担当する、町会内に場所を指定して、運搬業者に収集運搬委託で回収している委託事業がございます。

補助事業においては、平成18年度における協力団体57のうち子ども会49、町会3、その他5となっております。少子化の影響で子供が減少傾向にあり、大人の協力が不可欠の子ども会もあることから、地域で異なる年齢構成であっても、将来的に長期継続可能な町会単位の活動が望ましいと考えております。ただし、補助事業でありますことから、活発化されますと経費増加が予測され、財政負担を余儀なくされます。委託事業においてもごみ減量化対策には欠かせないものでありますことから、それぞれの事業が生かされる効率的な仕組みを考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 2回目のご質問にお答えいたします。健康づくり対策の中で3点ありました。

まず、1点目の集団健診及び個別対応の必要性についての見解をとのご質問でございますが、議員のご発言のとおり、受診率を上げていくためには、対象者の皆さん全員に個別に受診勧奨を行うのはもちろんのこと、地域の皆さんが受診しやすい環境をつくるのが何よりも大切であると考えております。これまで基本健診を実施してまいりましたように、各地区の集会施設や教育施設、保健センターなどを集団健診の会場としまして、順次、健診機関や健診車などが地区を巡回する方法を継続してまいりますので、できる限り多くの方々に受診いただきたいと考えております。なお、都合によりまして集団健診の会場で受診できなかった方につきましては、市内の医療機関で個別受診の方法により受診できるよう、その準備作業も進めているところでございます。

また、これまでの基本健診や各健診等を受診された方々の結果データにつきましては、受診された皆様方にお知らせするとともに、保健センター間でネットワーク整備がされております健康管理システムの中で個々に管理されまして、個別の訪問指導や健康相談、健康教育に活用されているところでございますが、4月から始まります特定健康診査、特定保健指導の結果データにつきましても、同システムを改修整備しまして、一括管理していくことにしております。健診時の問診票の内容や、健診結果、健康指導の経過などを経年的に分析・整理しまして、対象者個々に合わせた情報提供や保健指導、受療指導、さらには後年度におけます受診勧奨等に活用してまいりたいと考えております。

2点目の、特定保健指導実施に伴います地区の保健師等の指導体制は十分かとのご質問がござ

いました。4月から始まります特定保健指導につきましては、対象者個々に合わせた情報提供、面接によります支援これは個別支援とかグループ支援がございますが、または行動計画作成、3カ月以上の継続的な支援、それから6カ月経過後の実績評価というように、実施内容、方法などがこれまでとは全く異なってまいります。平成20年度につきましては、当市の保健師及び管理栄養士などが直接保健指導に当たることといたしておりますが、前例のない取り組みとなりますので、果たして特定健康診査や当実施計画で定める各年度の目標達成ができるかどうかは、現段階では判断することが大変厳しい状況にはございます。平成20年度の実施状況や成果、課題等を踏まえまして、後年度におけます実施体制につきましては、外部委託なども視野に入れながら、検討を行わなければならないのかなと考えております。

続きまして、3点目の、評価後の再フォローについてのご質問ですが、平成20年度から特定健康診査の結果や特定保健指導の内容などが、健診機関や国保連合会、市国民健康保険間をネットワークで結んだ特定健診データ管理システム上で管理され、さらに、当市においては、前段で申し上げましたように、健康管理システムで管理されて経年的に蓄積されてまいりますので、6カ月後の評価結果についても、単年度の活用にとどまらず、後年度におきましても健診や保健指導に継続的に活用できるものと思っております。また、このような形で活用していかなければならないと思っているところでございます。

最後に、シルバーリハビリ体操、いききヘルス体操のご質問がございました。今後につきましては、ヘルス体操を大いに普及していただくために、自主グループの活動状況やほかの生涯学習等の自主講座などを調査しながら、積極的な推進ができるような方法を研究してまいりたいと考えております。ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 防災対策について、自主防災組織化の前倒し実施、防災組織体制ができるまでの町会等対応についてでございますが、今後、町会に対しまして、町会における避難の仕組みづくりをお願いしながら協議していく予定でありまして、避難ルートや避難所の開設等とあわせ、災害時要援護者への支援体制についても、町会と市が連携して整えていく考えでございます。このため、町会向けに避難の仕組みづくりのためのガイドラインの作成を行っております。今後、町会の代表でございます町会長さんと協議を行う考えでございます。この中で、地域の防災組織でございます自主防災組織の早期な立ち上げなどにつきましても、協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） ハザードマップ関連の質問にお答え申し上げます。

まず初めに、浅川の浸水想定区域につきまして、県のほうの策定期間はいつかということでございますけれども、これは、我々のほうで確認しておるんですけれども、県のほうにおきまして

は、まだそのスケジュールが提示されておられませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、その策定までの期間の対応についてでございますけれども、このハザードマップの作成に当たりましては、地元町会長さん及び民生委員さんを中心といたしまして、ワークショップという形式で意見交換をしながら作成してまいった中で、確かに課題として指摘をいただきまして、その中においては、これまでの洪水の状況を踏まえ、また安全なルートでありますとか、安全な橋梁とか、そういうものを検討の上、地元のほうで対応をお願いしますということでお願いしている状況でございます。

それから、水府地区において土砂災害ハザードマップがおくれた理由ということでございますけれども、市内におきましては、現在、土砂災害の危険箇所がおよそ700有余ございまして、非常に多い状況でございますので、県といたしましては、順次ハザードマップの整備をせざるを得ない状況にございまして、その辺申しわけなかったんですけれども、その関連で、19年度に金砂郷地区、そして20年度に水府地区を対象にするということで、県のほうがスケジュールを設定いたしましたので、ご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 森林政策についての2回目のご質問にお答えいたします。

初めに、間伐を年度ごとに効率的に実施していく具体的なイメージはということについてでございますが、平成20年度より5年間につきましては、森林湖沼環境税にかかわる事業の活用を中心に推進してまいりたいと考えているところでございますが、この期間内に、間伐の必要性のある森林約3,000ヘクタールをすべて解消するには、平均600ヘクタールの間伐を目標に実施する必要があります。効率的な間伐の実施には、森林施業可能な事業者への働きかけを初め、事業者から森林所有者への働きかけ、施業の団地化によるコスト削減や、事業の周知を図ることにより、森林所有者の自己施業面積を増加させることなどが挙げられるところでございます。

次に、里山エリア再生交付金と各種保育造林事業の実施内容と効果等についてでございますが、里山エリア再生交付金は、実施面積が0.1ヘクタール以上の下刈り、間伐、枝打ち等の保育作業や、人工造林及び林内作業道等の開設に対する補助で、実施内容により、対象となる林齢が異なります。補助率は、施業内容ごとに設定されている標準事業費の40%となっております。

県単独事業につきましては、茨城県森林環境保全整備事業と茨城県良質材生産対策事業が挙げられます。森林環境保全整備事業は、里山エリア再生交付金と同様の要件が補助対象となり、実施面積が0.1ヘクタールに満たないものも対象となるものであります。補助率は40%ですが、計算方式の違いにより、国補助事業より補助金額が低くなっております。良質材生産対策事業は、間伐材搬出経費に対する補助及び間伐作業道開設に対する補助となり、補助率は標準事業費の40%になります。

効果としましては、森林施業経費への補助による自己経費の削減に伴う施業面積の増加が挙げられます。課題としましては、国補助事業と県単独事業とでは事業内容や補助内容に相違がありますが、実施主体の経費縮減努力を促すことが重要であり、森林所有者の割り出し、働きかけが

ら施業の実施，伐採木の売却などの一連の作業について，集約化などの創意工夫を行いながら，効率的に実施することが求められております。

次に，行政主導による緑の循環システム構築についてでございますが，ご指摘のとおり，現在，森林に対しましては，地球温暖化防止や広域的機能の確保を図る観点から，継続的な施業を図ることが求められております。市としまして，さきにも申し上げましたが，漁場を育む森づくり事業や里美協働の森づくり事業への支援や，木造住宅等建設助成事業の実施をし，森林資源の循環と，森林・林業の活性化に取り組んでいるところであります。現在，県において，森林環境保全のための適正な森林整備の推進，2つとして県産材利活用の推進，3つとして県民の理解と参画による森林づくりの推進の3つの柱に基づき，緑の循環システム整備事業を展開しておりますので，市としましても，県や八溝多賀流林業域活性化センターを初めとした関係機関と連携，意見交換を図りながら，行政主体による緑の循環システム構築について検討してまいりたいと考えております。

最後に，木材乾燥施設の整備についてでございますが，現在，乾燥施設の整備に関しましては，八溝多賀流域林業活性化センターを中心に，昨年の意見交換会を機会に，大宮地域において組織されました大宮地区乾燥施設導入検討委員会において，乾燥施設整備に向けた提言書を取りまとめているところでございます。当市は，この委員会には構成団体として入っておりませんが，構成団体以外の市や林業関係者に対しましてはこの提言書が作成され次第公表され，この提言書をもとに，八溝多賀流域において議論を展開していくこととなっております。そのため，市としましても，他市町村や関係機関と協議を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 11番茅根猛君。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） 3回目の質問をさせていただきます。

2回の議論の中で，業務を進める考え方，こういったものを含めて，細部にわたってご答弁をいただきました。随分議論をさせていただきましたので，一定の理解をさせていただきました。そういう中で，ぜひ今後の事業展開の中で要望をしておきたい点二，三，お願いをしておきたいと思えます。

まず，ジェネリック医薬品の希望カードの関係でありますけれども，先ほどご説明がありましたように，配布されたものの，実際は限られた被保険者の利用になっているというのが現状だということであります。そのことによって，ひいては，調剤費低減効果にもいま一つあられていないと。したがって，広報周知，この辺はもちろんでございますけれども，より積極的に各町会等の会合に出向いた中で直接的に，利用方法，効果についての説明をすべくご努力を願えればありがたいと思っております。

そして，特定健診の関係でございますけれども，20年度受診率40%の目標をクリアすべく，最大限努力することに尽きると思えます。受診率が低ければ，当然のこととして，保健指導につながらず，健康を未然に防止することができないということになって，ひいては医療費の削減に

もつながっていかないということでございます。したがって、それに尽きると思います。ぜひ、この辺についての先ほど来申されておりますご努力を願いたいということと、もう一つは、6カ月後の評価後の再フォローが極めて大事だと思っています。先ほど、特定健診データ管理システム上で管理をし、保健指導に利活用するということでもありますけれども、大事なものは、そのデータを直接郵送するというのも大事ですけれども、やっぱり再フォローは、保健師が直接、定期的に、個別的に行ってフォローをしてあげることが大事なんだろうと思います。

そういう意味では、もしそれをしない、手紙で送るということになると、自分の健康は自分で守るという前提はありつつも、やっぱり日常生活に特段の支障がなければ、そこで中断をしてしまうという懸念があります。したがって、これにかかってくると思いますので、ぜひ……、保健師体制の心配もあります。その辺も注視しながらご努力を願いたいと思います。

3つですけれども、いきいきヘルス体操の関係が答弁されました。日常、地域に根差したものとして、行政としては大いに普及をしていただく、その前提のお話がありました。課題解消に向けて、行政が何らかのかかわりを持って対応していくというふうに私自身理解をしました。ぜひとも問題点の改善に努めていただきたい。

といいますのは、いきいきヘルス体操は、行政が直接かかわっていない。しかし、各地区に指導士が週に2回も3回も各地ごとに歩いて、中高齢者にいきいきヘルス体操をしていただいている。まさに地域に根差した、日常活動の中でいきいきヘルス体操をやっている。しかし行政がほとんど関知しない。したがって、幾つものグループができて、いろんな問題が起きているというのも実態であります。このことが十分浸透していかないと、刃こぼれを起こして、シルバーリハビリ体操だけでは、十分な中高齢者の健康管理はできないんだろうと思っています。

そういう意味では、この3点についてぜひとも今後の事業推進の中でご努力を願えるようお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。